日本骨粗鬆症学会認定医 教育研修会実施要綱

- 第1項 日本骨粗鬆症学会(以下、本学会という)は、本学会認定医の継続教育を目的とする教育研修会(以下、研修会という)を開催する。
- 第2項 研修会の主催は、原則本学会ならびに医師会、学会、研究会等学術団体や医療機関とするが、内容によっては企業主催も可とする。申請者は主催する団体とするが、企業主催の場合は本学会評議員からとする。主催/共催企業に所属する者は本学会評議員であっても申請者となることはできない。
- 第3項 認定医制度委員会認定・更新小委員会(以下、小委員会という)は手順に定められた方法により申請された研修会を審査する。認定された研修会は本学会誌あるいはホームページ上等で会員に公示する。小委員会は必要に応じて研修会の企画・実施を外部団体に要請することができる。
- 第4項 研修会主催者は、手順に定められた本学会教育研修会受講証を発行し、研修会終了 後に本学会認定医参加者名簿および実施報告書を本学会に提出しなければならな い。
- 第5項 研修会主催者は研修会の認定を受けた後、会の開催までに所定の事務費を納付しなければならない。
- 第6項 この要綱の改正は、認定医制度委員会で審議、決定する。
 - 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は手順に定める。
 - 3 この要綱は2015 年9月1 日より施行する。

日本骨粗鬆症学会認定医 教育研修会施行手順

- 1) 日本骨粗鬆症学会認定医教育研修会(以下、研修会という) は認定医制度委員会認定・ 更新小委員会(以下、小委員会という)が開催を依頼する場合と、研修会開催を企画する 側が小委員会に通知して認定を受ける場合とがある。
- 2) 要綱第2項の研修会主催者からの手続きと研修会の認定審査は以下のとおりとする。
 - (1) 申請者はコンピューターを用いたオンラインで研修会の申請をする。
 - (2) 研修会の審査は小委員会が行い、認定する。
 - (3) 認定された研修会には、骨粗鬆症学会認定医参加者名簿用紙、受講証、請求書を開催日までに郵送する。
- 3) 開催日の2カ月以上前に申請する。
- 4) 研修会の認定は以下の基準を満たし、目的とする研修内容が1時間以上となる研究会・ 講演会への参加で認定更新のための研修単位5単位を付与する。
 - ① 骨粗鬆症に関する臨床的あるいは学術的な内容の学習を目的とし、骨粗鬆症学会 認定医にふさわしい水準を保っているもの
 - ② 参加が一般に公開されているもの注1)
 - ③ 企業もしくは団体が営利事業として開催するものではないもの
 - ④ 参加の証拠となるもの(参加者名を明記した参加証、受講証明書等)が発行されるもの
 - 注1) 参加者が単一施設だけに限定されている場合は対象となりません。
 - *申請は医師会、学会、研究会等学術団体あるいは日本骨粗鬆症学会評議員からとする。主催/共催企業に所属する者は本学会評議員であっても申請者となることはできない。
 - *申請は開催日の2カ月前までに申請者より学会事務局に申請する。
 - *開催日までに事務費が納入されない場合は、認定を取り消すことがある。
- 5) 講師資格は下記のとおりとする。
 - (1)大学の助手以上、基幹病院勤務の医長、部長、院長またはその職歴経験者
 - (2)上記に該当しない講師は、略歴・演題名に基づき審査する。
- 6) 要綱第5項に定める事務費は、研修会1回の開催につき10,000円とする。
- 7) この手順の改正は、認定医制度委員会で審議、決定する。
- 8) この手順は2018年3月20日より施行する。